神奈川県内の市町村における森林環境譲与税を活用した木材利用に関するガイドライン

神奈川県

令和５年４月

１　はじめに

このガイドラインは、森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）の創設に伴い実施される木材利用の取組について一定の方向性を示し、神奈川県内の市町村における円滑な木材利用への取組に資することを目的とする。

２　基本的な考え方

譲与税の使途は、間伐などの森林整備だけでなく、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発など、森林整備を促進するための取組も含まれている。

譲与税における本県の役割を全国的な視点で捉えた場合、神奈川県全体が都市地域であることから、温室効果ガス排出削減など森林環境税の目的を達成していくためには、森林整備に加え、木材利用を積極的に促進し、CO2 を固定することが重要である。

譲与税の他にも木材利用促進の取組は進められており、令和３年６月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「都市（まち）の木造化推進法」）に改正され、木材利用促進の対象が公共建築物から民間建築物を含めた建築物一般に拡大された。これを受けて、神奈川県でも令和４年４月に「公共施設の木造・木質化等に関する指針」を「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」に改正し、法律と同じく木材利用促進の対象を拡大した。

以上のことを踏まえ、木材利用の促進にあたっては、「神奈川県における森林環境譲与税の取組方針」に則し、公共建築物等の木造・木質化等を図るとともに、民間建築物等へも利用を促すため、木材利用の普及・PR に取り組むこととする。

また、森林環境税の目的は、パリ協定の枠組の下、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成を実現することなどであり、森林整備に加えて木材利用を促進することで森林環境税等に対する国民の理解を促進するものであることを踏まえ、既存の国の交付金事業や独自の事業等による木材利用を進めつつ、既存事業を越える更なる取組について、譲与税の趣旨・理念に則り、同税を活用して事業を進めていくものとする。

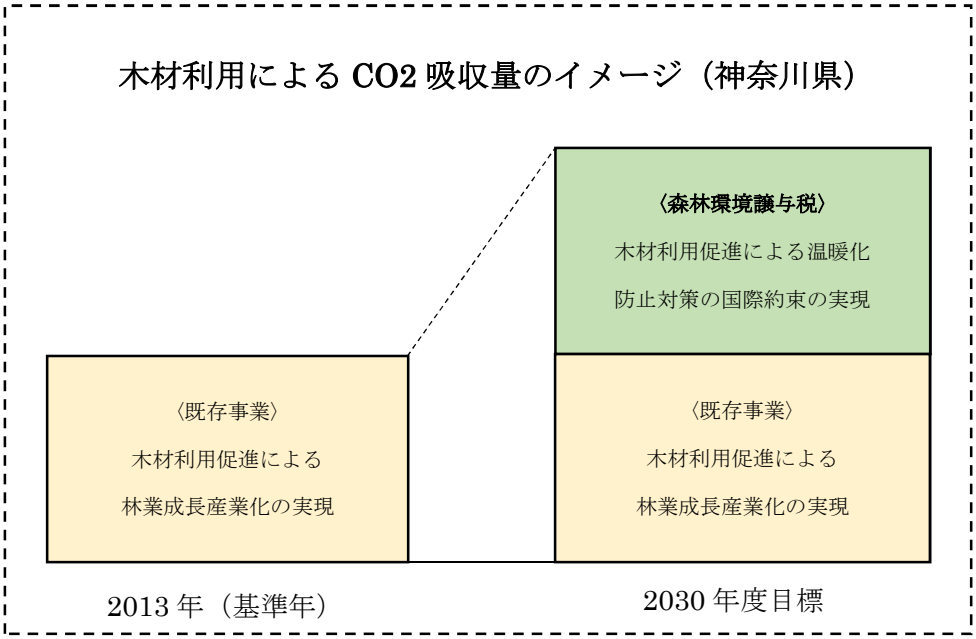

３　用語の定義

このガイドラインにおける「地域材」とは、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号　通称「クリーンウッド法」）に基づき、合法であることが確認されている木材または、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月）に基づき、合法性が確保されている木材・木製品をいう。

４　木材利用に係る使途について

譲与税における木材利用の使途の例としては、次のようなものが考えられる。

（１）公共建築物等の木造化・木質化（別表参照）

・市町村自らが整備する建築物等における木造・木質化（既存の国の交付金事業では採択されない小規模なものを含む）

・保育園・幼稚園等公共的建築物等の木造・木質化への支援（既存の国の交付金事業では採択されない小規模なものを含む）

（２）民間建築物等の木造化・木質化

・民間建築物等の不特定多数の人が利用するスペース等の木造・木質化への支援

（３）教育資材・物品における木質化

・小・中学校における地域材を使用した机・椅子・家具等の導入

・保育園・幼稚園・児童館等における地域材を使用した机・椅子・家具等の提供

（４）市町村事業等における木質化

・庁舎物品（備品）等の木質化（特に、来庁者の目に触れやすい物品等）

・土木、公園整備での木質化

（５）木材利用の普及促進

・乳幼児等に対する木製玩具等、木育につながる製品の配布

・地域材の PR（イベント等）、認証制度の運用に対する支援

・木造建築物の技術者の育成（研修会等への参加、講習会、講演等の開催）

・木材の持つ CO2 固定機能等の普及・PR

（６）市町村の課題と連携した木材利用

・子育てや地域防災等、市町村が抱える行政課題に応じた政策連携事業の取組

（７）その他森林環境税の目的に沿った木材利用

５　木材利用にあたっての留意事項

（１）公共的建築物及び民間建築物の木造・木質化について

民間建築物の木造・木質化への支援に係る補助については、既存の国の交付金事業の補助率が1/2 までとしていることから、既存事業との関連性に留意すること。

事業の対象は、当該建築物の建設に係る木工事部分相当とし、電気、水道工事等の付帯工事は含めないものとする。

（２）使用する木材について

使用する木材については、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の内外無差別の原則を踏まえるとともに、合法性が確保された木材とする。ただし、補助事業等の創設にあたっては、森林環境税の創設の趣旨を踏まえた内容とすること。

（３）市町村方針の策定について

譲与税で木材利用を行う市町村にあっては、都市の木造化推進法に係る市町村方針を策定するものとする。

（４）個人住宅等への支援について

個人住宅への支援は、木材の持つ CO2 固定機能等の価値への支援や、工務店による木材利用の普及・PR への支援など、個人住宅の木材利用を促進するための取組に限り、森林環境税の趣旨に沿った範囲での取組を可とする。

（５）森林環境税の国民の理解を促進するための普及 PR について

森林環境税等に対する国民の理解を促進するため、公共建築物等における PR 看板の設置等、森林環境税の普及 PR に努めるものとする。